

生駒市条例第36号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

保育料表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,800 (1,900)	2,300 (1,150)	2,300 (1,150)
C <sub>1</sub>		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	9,000 (4,500)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)
C <sub>2</sub>		所得割の額が10,000円未満	10,500 (5,250)	8,300 (4,150)	8,300 (4,150)
C <sub>3</sub>		所得割の額が10,000円以上	12,000 (6,000)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)
D <sub>1</sub>	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	14,000 (7,000)	11,800 (5,900)	11,800 (5,900)
D <sub>2</sub>		1,500円以上 7,500円未満	16,000 (8,000)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)
D <sub>3</sub>		7,500円以上 15,000円未満	18,500 (9,250)	16,200 (8,100)	14,400 (7,200)
D <sub>4</sub>		15,000円以上 30,000円未満	21,000 (10,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)

D <sub>5</sub>	30,000 円以上 40,000 円未満	25,100 (12,550)	21,000 (10,500)	18,800 (9,400)
D <sub>6</sub>	40,000 円以上 50,000 円未満	28,300 (14,150)	21,900 (10,950)	19,400 (9,700)
D <sub>7</sub>	50,000 円以上 60,000 円未満	30,900 (15,450)	22,400 (11,200)	20,000 (10,000)
D <sub>8</sub>	60,000 円以上 75,000 円未満	33,600 (16,800)	23,200 (11,600)	20,600 (10,300)
D <sub>9</sub>	75,000 円以上 90,000 円未満	36,400 (18,200)	24,000 (12,000)	21,200 (10,600)
D <sub>10</sub>	90,000 円以上 103,000 円未満	39,000 (19,500)	24,800 (12,400)	21,900 (10,950)
D <sub>11</sub>	103,000 円以上 143,000 円未満	42,400 (21,200)	25,600 (12,800)	22,700 (11,350)
D <sub>12</sub>	143,000 円以上 278,000 円未満	45,700 (22,850)	26,400 (13,200)	23,400 (11,700)
D <sub>13</sub>	278,000 円以上 413,000 円未満	49,300 (24,650)	27,200 (13,600)	23,900 (11,950)
D <sub>14</sub>	413,000 円以上	61,600 (30,800)	28,200 (14,100)	24,300 (12,150)

#### 備考

- この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項本文の規定による保育が開始された日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- この表の「3歳児」とは、法第24条第1項本文の規定による保育が開始された日の属する月の初日において4歳に達していない児童で3歳未満児でないものをいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。
- B階層からD<sub>14</sub>階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条第2項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料表に定める額（同表に定める括弧内の額以外の額をいう。以下同じ。）
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	保育料表に定める額に0.1を乗じて得た額

4 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料の額を0円とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。